

# 人権教育を推進するために

平成 27 年度版

京 都 府 教 育 委 員 会

## 《目 次》

### 学校教育・社会教育 人権教育を推進するための重点事項

#### 第1章 人権教育を推進するために

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	1
3	人権教育の基本的取組方針	1
(1)	学校教育	1
ア	あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進	1
イ	人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた資質・能力の育成	2
ウ	生涯学習の視点からの推進	2
エ	家庭・学校・地域社会・関係諸機関の連携	2
オ	社会教育等との連携	2
カ	教職員の認識の深化と指導力の向上	2
(2)	社会教育	2
ア	人権教育推進体制の確立	2
イ	身近な生活の場における学習活動の促進	3
ウ	多様な体験活動の充実	3
エ	学習内容や方法の工夫改善	3
オ	指導者の養成と資質の向上	3
カ	総合的な取組の促進	3

#### 第2章 平成27年度における重点的取組事項

1	人権一般の普遍的視点に基づく重点的取組	4
(1)	学校教育	4
ア	人権教育としての再構築	4

イ	人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた資質・能力の育成	4
ウ	生涯学習の視点からの推進	4
エ	家庭・学校・地域社会・関係諸機関の連携の強化	5
オ	教職員の認識の深化と指導力の向上	5
カ	同和教育上の残された課題の解決	5
キ	外国人児童生徒に関する指導の充実	6
(2)	社会教育	6
ア	生涯学習としての人権教育の推進	6
イ	身近な生活の場における学習活動の促進	6
ウ	多様な体験活動の充実	6
エ	学習内容や方法の工夫改善	6
オ	指導者の養成と資質の向上	7
カ	総合的な取組の促進	7
キ	家庭の教育力の向上	7
2	個別の人権問題に関する重点的取組	7
(1)	同和問題	7
(2)	女性の人権問題	8
(3)	子どもの人権問題	8
(4)	高齢者の人権問題	8
(5)	障害のある人の人権問題	8
(6)	外国人の人権問題	8
(7)	患者等の人権問題	8
(8)	さまざまな人権問題	8

# 第1章 人権教育を推進するために

## 第1章 人権教育を推進するために

### 1 はじめに

京都府教育委員会（以下「府教委」という。）においては、平成13年策定の「新京都府総合計画」（以下「新府総」という。）にある「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会」を実現するため、あらゆる教育活動を通して人権教育を積極的に推進してきた。

また、平成17年1月、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に人権教育・啓発を進めることができるよう、その基本的指針として「新京都府人権教育・啓発推進計画」（以下「新推進計画」という。）が策定され、この「新推進計画」を踏まえて毎年度「人権教育を推進するために」を策定し、人権教育に取り組んできたところである。

このような中、「新府総」の後継計画として、平成23年1月に府政運営の指針となる「明日の京都」が策定されるとともに、府教委においても今後10年間を見据えた京都府の教育振興基本計画として「京都府教育振興プラン ～つながり、創る、京の知恵～」（以下「振興プラン」という。）を策定した。

これら計画においても、引き続き「新推進計画」が人権教育・啓発の基本的指針として位置付けられており、「振興プラン」においては、京都府の教育の基本理念に「教育が果たすべき役割は、一人一人が自立的に社会に参画し、人権尊重を基盤として共に支え合いながら、地域社会の一員としての役割を果たすために必要な『力』を養うこと」とし、人権尊重を基盤とした教育の重要性を掲げたところである。

これらの経緯のもと、今後とも、学校教育・社会教育における人権教育については、引き続き「新推進計画」を踏まえ、「振興プラン」や以下に示す基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項に基づき、積極的に推進するものとする。

### 2 基本的な考え方

本府の人権教育の基本的指針である「新推進計画」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。

この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚豊かな社会の実現を目指して、学校教育・社会教育とともに、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

人権教育の推進に当たっては、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚を図り、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組まなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることが大切である。また、同和教育など様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成することが求められる。

そこで、本府においては、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、人権教育を推進するものとする。

### 3 人権教育の基本的取組方針

#### (1) 学校教育

##### ア あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、

一人一人を大切にしたい教育の推進を図る。そのため、「新推進計画」と「振興プラン」等を踏まえ、学校や地域の実態・課題の状況などを十分に把握して、人権教育推進計画を策定する。また、校長のリーダーシップのもと全校推進体制を充実させるとともに、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努める。

#### **イ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた資質・能力の育成**

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるような資質・能力を育てる。

また、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、その解決に向けた意識・態度・実践力の育成を図る。

#### **ウ 生涯学習の視点からの推進**

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせる。

また、一人一人を大切にしたい教育を推進する観点から、個々の児童生徒の実態・課題に応じた効果的な指導を行う。

#### **エ 家庭・学校・地域社会・関係諸機関の連携**

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間での連携及び地域社会、関係諸機関などと連携を図り、個々の課題に即したきめ細かな指導に努める。

また、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進するために、継続的な校種間連携や学校間交流に努める。

#### **オ 社会教育等との連携**

社会性や豊かな人間性をはぐくむため、多様な体験活動の機会の充実に努めるとともに、様々な人権問題の解決を目指して総合的な取組を推進するため、社会教育との関連性を深めながら、関係行政機関との連携を図り、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。

#### **カ 教職員の認識の深化と指導力の向上**

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが確かな人権意識を持つとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。

とりわけ、体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組を徹底する必要がある。

また、「いじめ防止対策推進法」、国・京都府・市町村の「いじめ防止基本方針」及び各学校の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、教職員は、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下に、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に努めなければならない。

そのため、いじめや体罰防止に関する研修をはじめ、各学校における人権意識の高揚に向けた日常的・系統的な研修や京都府総合教育センターをはじめとする研修講座等を充実させ、人権教育を進めていくための認識の深化と指導力の向上に努める。

### **(2) 社会教育**

#### **ア 人権教育推進体制の確立**

教育委員会の組織全体の中で、地域の実情に応じた人権教育の推進が図られるよう、そ

の体制の確立に努めるとともに、生涯学習の視点に立って、「新推進計画」と「振興プラン」等を踏まえ、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を推進する。

#### **イ 身近な生活の場における学習活動の促進**

学校、家庭、地域社会、職場など身近な生活の場において、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践することができるよう、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進する。

#### **ウ 多様な体験活動の充実**

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動等を人権尊重の心を培う機会としてその充実に努める。

#### **エ 学習内容や方法の工夫改善**

学習者のニーズや地域の実情を踏まえながら、学習教材を充実し人権学習資料等の効果的な活用を促進するとともに、日常生活の中で態度や行動に現れるような人権感覚を育成する参加型学習のプログラムを提供するなど、学習内容や方法の工夫改善に努める。

#### **オ 指導者の養成と資質の向上**

府民の学習ニーズに対応し学習意欲を高めるため、様々な形態での指導者研修会を通じて、指導者の養成と資質の向上を図る。

#### **カ 総合的な取組の促進**

府民が生涯のあらゆる場や機会を通じて人権についての学習を効果的に進めることができるよう、公民館等の社会教育施設、PTA等の社会教育関係団体、企業等の事業所、学校、関係行政機関などとの連携を強化する。

## **第2章 平成27年度における重点的取組事項**

## 第2章 平成27年度における重点的取組事項

### 1 人権一般の普遍的視点に基づく重点的取組

#### (1) 学校教育

##### ア 人権教育としての再構築

同和教育の取組の結果、長欠・不就学の解消、高校・大学進学率の向上、就職における統一応募用紙の作成など様々な成果を上げ、個に応じたきめ細かな指導、推進体制の確立、家庭・地域社会との連携など多くの手法を確立してきた。これらの成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育として再構築してきた。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、あらゆる教育活動を通して積極的に人権教育を推進する。

そのため、各学校においては、これまでの取組の成果と課題を明らかにしながら、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。また、学校や地域の実態・課題の状況などを十分に把握して、人権教育推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップのもと全校推進体制を充実し、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践を進めていく。

人権教育の指導方法については、研究指定校や推進地域において研究・実践を行い、その成果を府内のすべての学校に広く波及させることなどにより、指導方法の改善を図る。

##### イ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた資質・能力の育成

人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成に向けて、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、「人権擁護啓発ポスターコンクール」などへの積極的な参加を促すなど、多くの学習機会を提供する。また、参加型の学習等、様々な学習形態の工夫及び人権学習資料集（小学校編・中学校編・高等学校編）や実践事例集（小学校編・中学校編・高等学校編）、人権教育指導事例集、人権教育資料「わたし・あなた・みんなの人権」などを有効活用するとともに、今日的な課題を取り入れるなど学習内容の工夫・改善に努め、人権学習の一層の充実を図る。

人権学習の実施に当たっては、各教科や領域との関連付けを図りながら、生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習等普遍的な視点からのアプローチと、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けて実践する態度を育成するための学習等個別的な視点からのアプローチで実施するよう留意する。

また、校種間の連携や学校間の交流を図り、児童生徒の発達段階に応じて、体系的・計画的に学習を進めるとともに、人権学習を保護者や地域などへ積極的に公開するなど、家庭・地域社会の理解と信頼の下で実践する。

##### ウ 生涯学習の視点からの推進

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。そのため、小学校低学年から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善などにより基礎・基本の徹底を図る。

また、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、学力充実に向けて、評価が児童生徒の学習改善に生かされるよう、指導と評価の一体化を図るとともに、学力の定着状況を的確に把握し、個々の児童生徒の課題に応じて効果的な指導を行う。その際、これまでの研究事業により開発・実践された学習方法や教材、個別の学習プログラム、中学1年生を対象にした振り返り集中学習等を効果的に活用し、基礎学力の充実・向上を図る。さらに、家庭での学習の習慣を定着させ、自ら学ぶ力の育成を図るため、家庭とも連携して学習相談や教育相談などに努める。

## エ 家庭・学校・地域社会・関係諸機関の連携の強化

人権教育の推進に当たっては、家庭・学校・地域社会・関係諸機関の連携が重要である。

課題の見られる児童生徒については、その背景と原因を明らかにしながら、日常的・継続的な家庭との連携はもとより、必要に応じて校種間・地域社会・関係諸機関との連携及び積極的な学習相談を行うことにより、基礎学力の充実と自学自習の習慣化を図るとともに、家庭の教育力の向上のための様々な支援に努め課題の解決を目指す。

特に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「京都府子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、教育の機会均等を実質化するために、福祉関係機関等と連携・協力し、よりきめ細かに家庭との連携を図ることが重要である。

また、すべての児童生徒に対して、人権意識の高揚を図り、同和問題など様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎と実践する態度を培うために、校種間連携、学校間交流を一層充実するとともに、人権学習資料集等を効果的に活用し、すべての学校で体系的・計画的な人権学習を実施する。

さらに、社会性や豊かな人間性をはぐくむため、社会教育や関係行政機関と連携して、地域社会の深い信頼の下、多様な体験活動の機会の充実に努める。

## オ 教職員の認識の深化と指導力の向上

人権教育の推進に当たっては、児童生徒の学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないといった指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題が指摘されている。

とりわけ、体罰は学校教育法第11条で禁止されている行為であり、児童生徒への重大な人権侵害であるにもかかわらず、体罰事象や体罰を容認する意識が一掃されていないという課題がある。そのため、「体罰防止の手引き」等を校内研修において積極的に活用するなど体罰根絶に向けた取組の徹底を図る。

また、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下に、「いじめ防止対策推進法」、国・京都府・市町村の「いじめ防止基本方針」及び各学校の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「いじめの防止等のために教職員用ハンドブック」等を校内研修において活用するなど、いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向けた取組を組織的かつ適切に対応するための指導力の向上に努める。

京都府総合教育センターにおいては、職能別研修、教職経験年数別の研修、すべての教職員を対象とした研修などを通じて、また、各学校においては、日常的な研修を充実することにより、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、教職員の実践力、指導力の向上を図るための取組を進める。その際、府教委作成の「人権教育指導資料ー2つのアプローチからー」や人権学習資料集、実践事例集、「教職員人権研修ハンドブック」、「法やルールに関する教育ハンドブック」等を効果的に活用し、人権教育の一層の充実に努める。また、大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成するとともに、その研修成果を広く波及させる。

## カ 同和教育上の残された課題の解決

小・中学校段階における基礎学力の課題、高等学校における中途退学の課題等、同和教育上の残された課題の解決に向けて積極的に取り組む。

学力の向上に向けては、ティームティーチング、少人数授業等の授業方法の改善はもとより、指導と評価の一体化を図り、個々の児童生徒の課題に応じた効果的な指導を行う。特に、学力に課題の見られる児童生徒に対しては、個別指導や学習相談等の実施、校内補習や中学1年生を対象にした振り返り集中学習等を効果的に活用することにより、基礎学力の充実に向けて自学自習の習慣化を図る。また、教育相談等を通じて家庭の教育力の向

上のための様々な支援に努める。

中途退学の解消に向けては、小・中学校段階からの基礎学力の充実に努めるとともに、目的意識・将来展望の育成など、個に応じた適切な進路指導の充実に努める。

## **キ 外国人児童生徒に関する指導の充実**

すべての児童生徒に対して、国際的視野に立った人権尊重の教育を推進し、多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力が身に付くよう指導の充実に努める。

外国人児童生徒に対して、日本語の指導等、個に応じた指導を積極的に進め、学力の充実・向上を図るとともに、それぞれの児童生徒が将来への展望を持ち、自らの進路を主体的に切り拓くことなど自己実現ができるよう指導の充実に努める。

## **(2) 社会教育**

### **ア 生涯学習としての人権教育の推進**

同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等の人権問題や、近年の新たな人権問題などについての正しい理解と認識を深めるための多様な学習機会を提供し、人権意識の高揚に努める。

市町村における人権問題講演会や学習講座等、地域住民を対象とした人権に関する学習の支援に努める。

また、聴覚障害者社会教育指導者研修会や視覚障害者社会教育指導者研修会を実施し、聴覚・視覚障害者の学習活動や社会参加を促進し自己実現を図るとともに、障害のある人の人権に関する学習活動を推進するための指導者の資質の向上を図る。

### **イ 身近な生活の場における学習活動の促進**

学校、家庭、地域社会、職場など身近な生活の場において、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進する。とりわけ、いじめ・虐待・体罰は、子どもの人権を侵害する行為であるという認識を深めるために、学校・家庭・地域社会が連携した学習活動の促進を図る。

その際には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「京都府子どもの貧困対策推進計画」及び「いじめ防止対策推進法」、国・京都府・市町村の「いじめ防止基本方針」等を踏まえて、学習活動の工夫改善に努める。

また、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すことにより、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践することができるよう取組を推進する。

### **ウ 多様な体験活動の充実**

青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、府立学校でのボランティア活動をはじめ、府立少年自然の家における自然体験活動を充実させる。また、市町村において実施される障害のある子どもと障害のない子どもがともに参加する学習活動や体験活動の支援に努める。

### **エ 学習内容や方法の工夫改善**

人権教育資料「わたし・あなた・みんなの人権」、人権教育資料活用事例集、人権学習資料集〈社会教育編〉等を効果的に活用することにより、府民の自発的な学習活動を促進する。また、府内各地における学習活動の場での活用状況や学習者のニーズ等を把握することに努め、内容の充実に努める。

人権教育指導者研修会においては、学識経験者や学校教育関係者、社会教育関係団体の代表者等で組織される人権教育企画推進委員会での意見を踏まえ、日常生活の中で態度や行動に現れるような人権感覚を育成する参加型学習をより効果的に進めるための学習プロ

グラムを提供するなど、学習内容や方法などの工夫改善に努める。

また、府民の人権に関する様々な学習ニーズに対応できるよう、視聴覚ライブラリーの整備・充実を図る。

## オ 指導者の養成と資質の向上

学習者のニーズや地域の実情に応じた学習課題を明確にするとともに、「新推進計画」に関する府民調査(平成23年)の結果を参考にしながら、あらゆる人権問題の解決に資する学習活動を推進する指導者の資質向上を図るため、人権教育指導者研修会を実施する。

また、多様な学習機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館の果たす役割が重要であることから、社会教育・生涯学習・公民館等指導者研修会を実施する。

## カ 総合的な取組の促進

学校教育をはじめ、社会教育関係団体や関係諸機関との連携を図りながら、京都府内における人権教育推進事業の効果的な推進方策について検討するため、京都府に人権教育企画推進委員会を設置する。

また、各教育局においては、京都府人権教育指導者研修会等の成果も踏まえながら、人権教育行政担当者等研究協議会を開催し、人権に関する課題解決の方策について研究協議及び情報交流などを行う。

さらに、学校での研究や実践の成果を学習講座の企画に活用するなど、学校との連携を強めながら、府内各地域での学習活動の効果的な推進を目指した総合的な取組の促進に努める。

## キ 家庭の教育力の向上

幼児期から、食生活をはじめとする基本的な生活習慣、豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。

そのため、親子ともに人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、親同士のつながりを促進する活動や研修の充実に努める。

また、家庭教育に悩みや不安のある保護者等を対象とした電話相談やメール相談を実施するとともに、家庭教育カウンセラーを配置して適切なアドバイスを行うなど相談体制の充実を図り、その啓発にも努める。

さらに、家庭教育啓発資料の活用を図るとともに、各地域における「いじめ・非行防止キャンペーン」や安心・安全な子どもの居場所づくりを支援するなど、心豊かでたくましい子どもを家庭や地域社会で育てる環境の充実に努める。

## 2 個別の人権問題に関する重点的取組

個別の人権問題については、「新推進計画」において、「これまでの取組」「現状と課題」「施策の方向」が述べられており、その基本的認識に基づいて、学校教育・社会教育においても課題解決に向けた取組を積極的に推進する。

### (1) 同和問題

同和教育の成果と手法への評価を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、解決に向けた取組を推進する。

また、部落史研究の成果を踏まえるとともに、今日的な課題を取り入れるなどの学習内容の改善や学習方法の工夫により、同和問題についての正しい理解や認識の基礎を培い、同和問題に関する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、一人一人を大切にした教育を推進する中で、基礎学力や中途退学の課題など、課題の解決に向けて積極的に取り組む。

## (2) 女性の人権問題

DV（ドメスティック・バイオレンス）など、女性にかかわる様々な人権侵害についての正しい理解と認識を深め、すべての人がその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習活動を推進する。

## (3) 子どもの人権問題

子ども一人一人の人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、安心・安全に暮らせる環境づくりを進める。そのため、体罰を根絶し、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に努めるとともに、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、教育の機会均等を実質化するために、福祉関係機関等と連携・協力し、よりきめ細かに家庭との連携を図るとともに、不登校など、個々の事象に適切に対応できるよう指導体制の一層の充実を図る。

## (4) 高齢者の人権問題

急速な高齢化や少子化が進む中で、高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる学習活動を充実する。また、高齢者自身がいきいきと生活できるよう、学習機会の提供と学習成果を生かした社会参加活動を促進する。

## (5) 障害のある人の人権問題

LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための学習活動を充実するとともに、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の拡充を図る。

## (6) 外国人の人権問題

諸外国や他の民族について、歴史的経緯や社会的背景を知るなど、正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養う。

また、外国語指導助手等の有効活用などにより、異文化理解やコミュニケーション能力の育成を図るなど、人権尊重を基盤とした国際理解教育に努め、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を一層推進する。

## (7) 患者等の人権問題

（エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・回復者等の人権問題）

HIV及びハンセン病等についての正しい理解と認識を深め、エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、エイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・回復者等が尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指す取組を推進する。

## (8) さまざまな人権問題

犯罪被害者等、ホームレス、インターネットによる人権侵害、個人情報の保護、性同一性障害に係る人権問題など、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚と人権問題の解決に向けた適切な情報の提供や学習活動を推進する。